

## 第4章

すべての人の権利を守る

体制づくり編

（成年後見制度利用促進基本計画）

## **第1節 基本的な考え方**

- 【1】 成年後見制度利用促進基本計画とは**
- 【2】 基本目標**
- 【3】 体系**

## 【1】成年後見制度利用促進基本計画とは

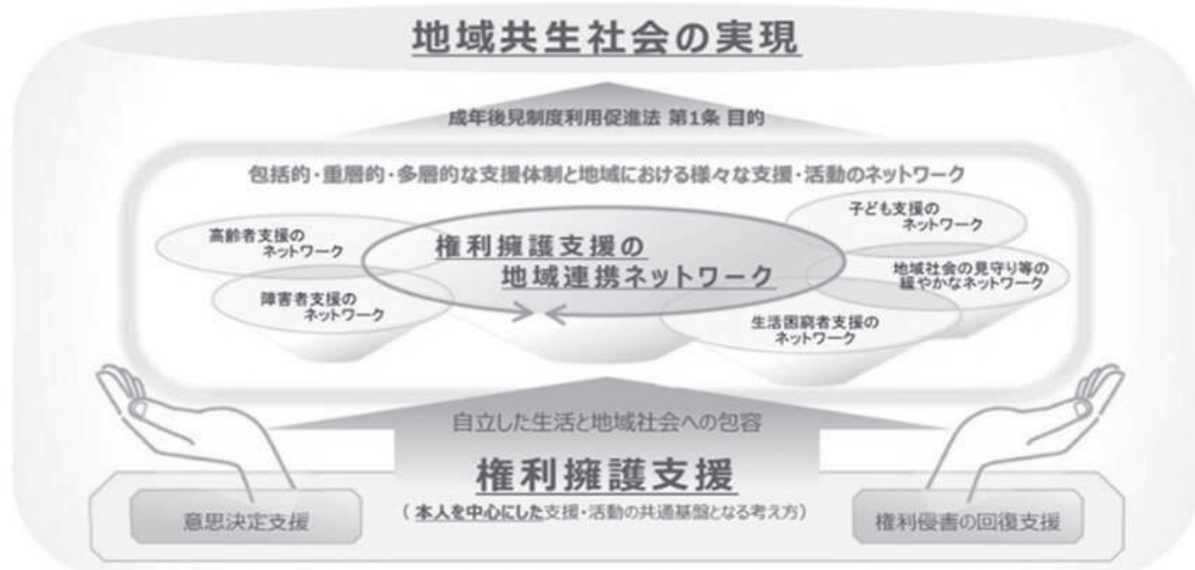
「成年後見制度利用促進基本計画（以下基本計画という）」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項において、市町村は、国の「基本計画」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

本町では、認知症高齢者、精神障害者保健福祉手帳や療育手帳所持者数が年々増加しており、判断能力が十分でなく権利擁護の支援を必要とする人は今後も増加していく見込みです。また、権利擁護を必要としている人の中には、身寄りがなく地域社会とのつながりが希薄であるなど、孤独・孤立の状態に置かれている人や、介護・障がい・生活困窮など、複雑化・複合化した課題を抱えている人もいます。

認知症、精神障がい、知的障がいなどにより判断能力が十分でない人が成年後見制度を早期の段階から適切に利用できるように支援し、これらの人の権利を尊重して擁護することによって、地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指し、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

### 第二期成年後見制度利用促進基本計画における 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。





## 【2】基本目標

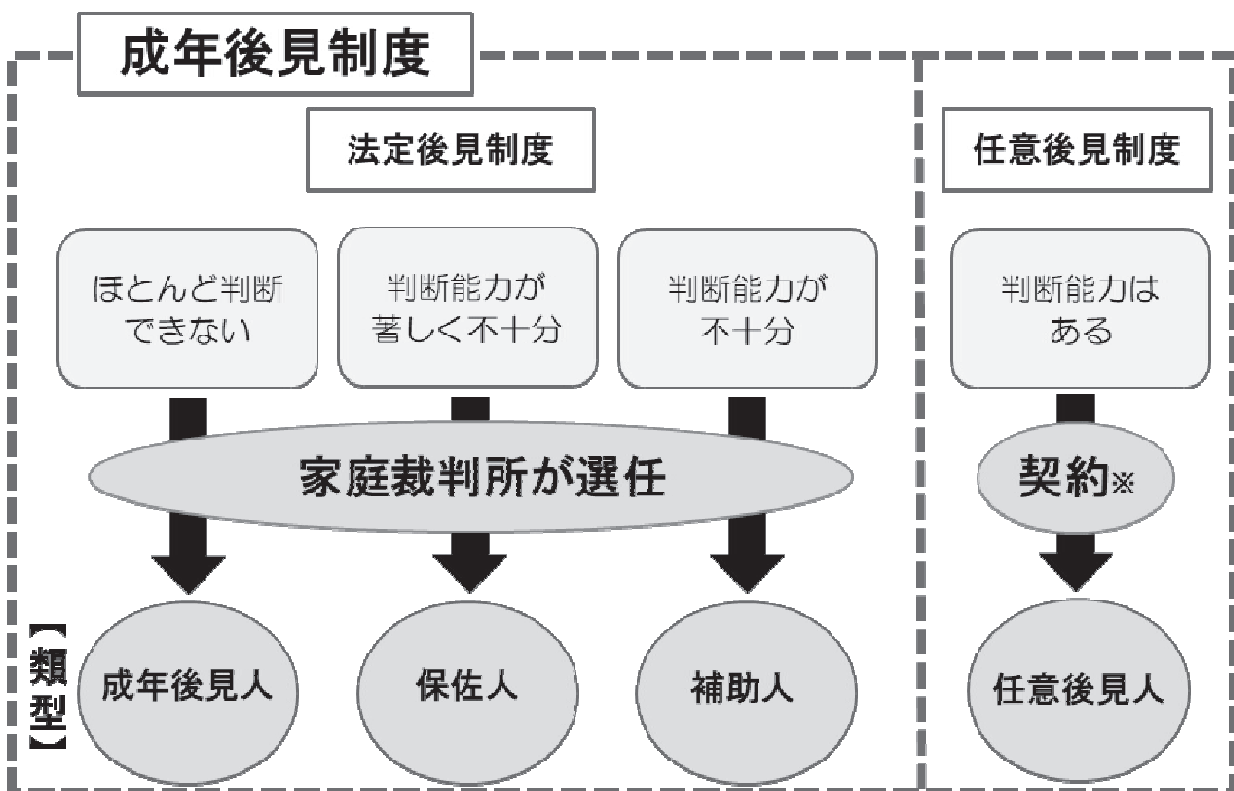
福祉総合計画の基本理念「つながり 支えあい 共に生きるまち 岡垣」及び基本方針を実現するために、次に掲げる2つの基本目標を設定しました。この基本目標を柱として、体系を構築していきます。

### 基本目標1 本人らしい生活を支える多様な主体が連携する仕組みづくり

権利擁護を必要とする人も含めた地域に暮らす全ての人が、本人らしく生活していくために、地域や福祉、行政、司法が連携する「重層的」かつ「包括的」な地域連携ネットワークづくりを進めます。

### 基本目標2 成年後見制度利用の推進

成年後見制度の利用を必要とする人が早期に適切な利用へとつながるよう、成年後見制度利用の促進に向けた施策を推進していきます。



※本人の判断能力が低下し、家庭裁判所が「任意後見監督人」を選任したときから効力が生じます。

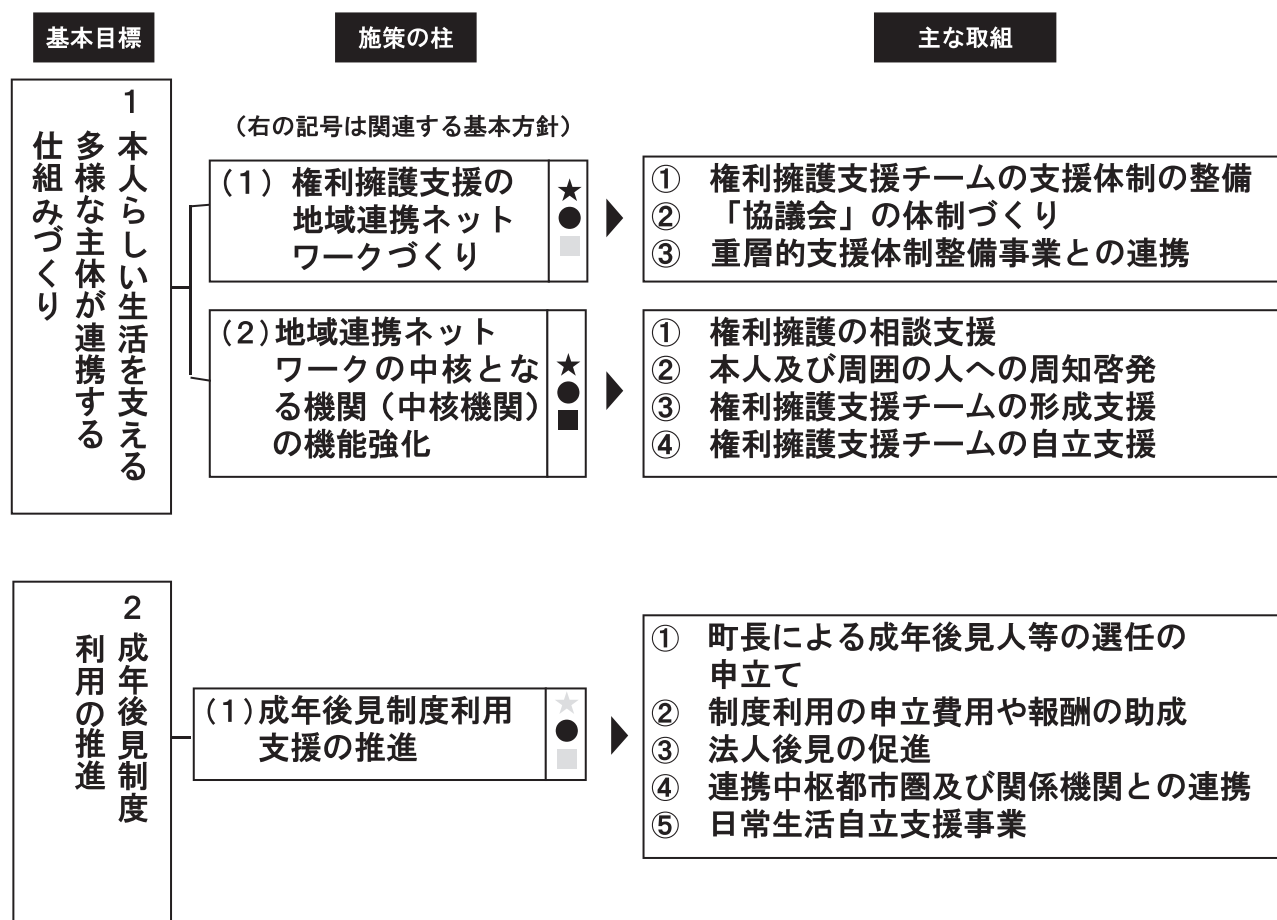
## 【3】体系

基本理念 つながり 支えあい 共に生きるまち 岡垣

基本方針1 地域で支えあう仕組みづくり (★)

基本方針2 関係機関が連携した支援の推進 (●)

基本方針3 地域活動を担う人材の発掘・育成 (■)



## 第2節 基本目標ごとの取組

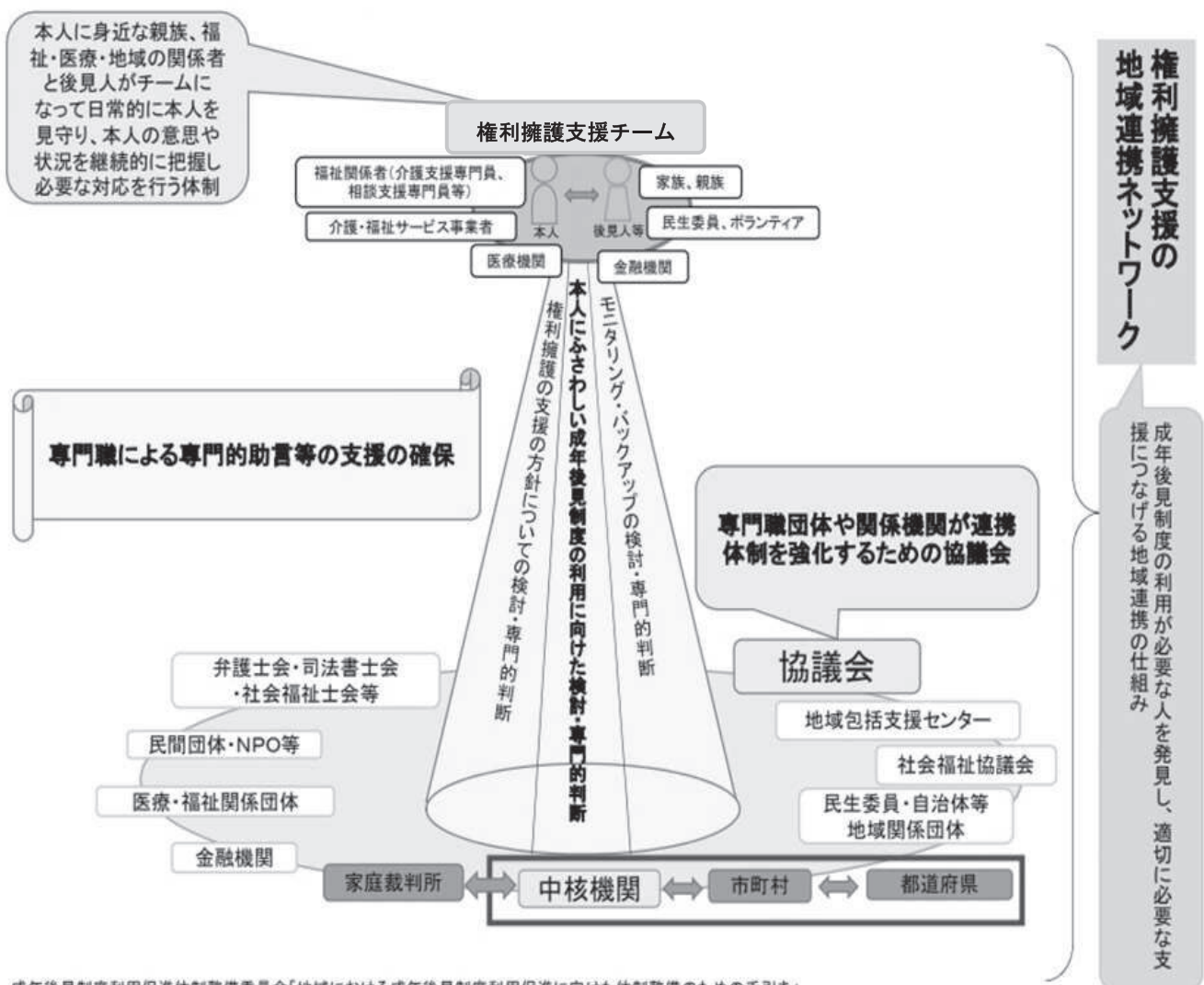
- 【1】 本人らしい生活を支える多様な主体が  
連携する仕組みづくり
- 【2】 成年後見制度利用の推進

## 【1】本人らしい生活を支える多様な主体が連携する仕組みづくり

### 現状・課題

本町では、権利擁護の支援を必要とする人の増加により、制度の必要性は高まっていくことが見込まれています。一方で、制度の利用者数は年々増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較すると少なく、十分に利用されていない状況です。

認知症、精神障がい、知的障がいなどにより判断能力が十分でない人が、尊厳のある本人らしい生活を継続するためには、意思決定の支援や身上保護を重視した適切な成年後見制度の利用やその他の権利擁護支援につなげることが重要です。そのため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みである「地域連携ネットワーク」の構築が必要不可欠となっています。



成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」p.15を参考に、成年後見制度利用促進室作成



## 主な取組

### （１）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

| 具体的な施策・事業          | 事業内容                                                                                                            |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①権利擁護支援チームの支援体制の整備 | ○本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と成年後見人等（以下「後見人等」という。）がチームとなり、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行うための支援体制を整備します。           |
| ②「協議会」の体制づくり       | ○協議会は、福祉・法律の専門職団体が協力して権利擁護支援チームを支援します。必要に応じてチーム、福祉・法律の専門職団体、家庭裁判所、行政等で構成する協議会を開催できる体制を整備し、本人の意思を反映した問題の解決を図ります。 |
| ③重層的支援体制整備事業との連携   | ○権利擁護支援に関する課題を含む複雑化・複合化した課題を抱える人について、支援関係機関が相互に連携して本人や世帯に寄り添い伴走支援を行う「重層的支援体制整備事業」との連携体制構築について検討していきます。          |

### （２）地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）の機能強化

| 具体的な施策・事業       | 事業内容                                                                                                                                                                    |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①権利擁護の相談支援      | ○本人や家族、周囲の支援者等からの相談に対し、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）、家庭裁判所、福祉事務所等と連携して、支援方針についての検討や専門的助言を行います。<br>○専門職による出張相談を実施します。<br>○後見類型だけでなく、保佐・補助類型及び任意後見の利用の可能性を考慮し、早期に本人の意思を反映した支援を行います。 |
| ②本人及び周囲の人への周知啓発 | ○制度や権利擁護に関する出前講座の実施や講演会及び研修会を開催します。<br>○広報おかがきや町公式ホームページ等による周知啓発を行います。                                                                                                  |
| ③権利擁護支援チームの形成支援 | ○後見人等候補者の受任者調整会議を実施する体制整備とそれに向けた家庭裁判所、福祉・法律の専門職団体等との連携強化を図ります。                                                                                                          |
| ④権利擁護支援チームの自立支援 | ○後見人等の日常的な相談に応じます。<br>○チームに対し、意思決定支援、身上保護を重視した後見活動を行うことができるように、必要に応じた支援を行います。<br>○親族後見人等の孤立や不正の発生を未然に防止し、適切に後見活動を行うことができるよう支援します。                                       |

## 成果指標と目標値

| 成果指標      | 現状値   | 目標値    |
|-----------|-------|--------|
|           | 令和4年度 | 令和11年度 |
| 相談件数      | 54 件  | 70 件   |
| 出張相談会開催回数 | 6 回   | 6 回    |
| 研修会等開催回数  | 2 回   | 2 回    |





## 【2】成年後見制度利用の推進

### 現状・課題

制度の利用を必要としていても、低所得であることや身寄りがない又は身寄りに頼れないことなどにより、申立て手続きや申立費用等の負担が難しい場合があります。

また、制度の利用を促進していくにあたり、後見人等の担い手を確保していく必要があり、司法や福祉の専門職だけでは担い手が不足することが見込まれています。

制度の利用を必要とする人が、資力や親族の有無等によらず適切に利用できるよう、支援体制を整備していく必要があります。

### 主な取組

#### （1）成年後見制度利用支援の推進

| 具体的な施策・事業           | 事業内容                                                                                                         |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①町長による成年後見人等の選任の申立て | ○申立てを行う親族等がない場合に、町長が申立人となり後見人等の選任の申立てを家庭裁判所に行います。                                                            |
| ②制度利用の申立費用や報酬の助成    | ○資力が十分でない人に、制度利用の申立費用や後見人等への報酬にかかる費用を助成します。                                                                  |
| ③法人後見の促進            | ○社会福祉協議会や後見人支援機関等と連携し、法人後見が積極的に活用できるように取り組みます。                                                               |
| ④連携中枢都市圏及び関係機関との連携  | ○北九州市と本町を含む近隣16市町で形成する「北九州都市圏域」及び家庭裁判所、福祉・法律の専門職団体等との連携事業を推進することにより、権利擁護支援の向上に向け、地域全体で取り組みます。                |
| ⑤日常生活自立支援事業         | ○認知症、知的障がい、精神障がい等により福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等に不安がある人を対象として、社会福祉協議会の専門員等が、「福祉サービスの利用援助」「日常的な金銭管理」「書類等の預かり」の支援を行います。 |

### 成果指標と目標値

成年後見制度利用の推進の評価に当たっては、数字による目標の設定は行わず、成年後見制度利用の推進がどの程度実現しているかについて、定性的な評価を行います（定性的な評価とは、数値化できない物事に対して行う評価です）。